

船舶事故等調査報告書

平成22年4月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第212号	
事故等種類	衝突（陸上クレーン）	
発生日時	平成21年4月30日 09時45分ごろ	
発生場所	広島県尾道市牛ノ浦灯台から真方位267°500m付近 (概位 北緯34°23.7′ 東経133°11.0′)	
事故等調査の経過	平成21年7月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	貨物船 やさか、199トン	
船舶番号、船舶所有者等	134715、弥栄マリン有限会社	
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）	
負傷者	なし	
損傷	リギンワイヤーターンバックルフック曲損、船尾マスト灯ソケット及び非常灯（紅色）ガラス割損等	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、尾道市向島町の岸壁に着岸するため、約1ノットの速力で西進しながら接近中、平成21年4月30日09時45分ごろ、船橋上部に設置されたマストを支えるリギンワイヤーと岸壁に設置された天井クレーンとが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3 海象：潮汐 上げ潮の初期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、尾道市向島町の岸壁において着岸作業中、着岸予定位置より約3m行き過ぎたため、船橋上部に設置されたマストを支えるリギンワイヤーと岸壁に設置された天井クレーンとが衝突したものと考えられる。 本船は、船長が乗船したばかりで、本船の運動性能を適切に把握していなかったことから、着岸予定位置を約3m行き過ぎたものと考えられる。
原因	本事故は、尾道市向島町の岸壁沖において、本船が着岸作業中、船長が、本船の運動性能を適切に把握していなかったため、着岸予定位置より約3m行き過ぎ、船橋上部に設置されたマストを支えるリギンワイヤーと岸壁に設置された天井クレーンとが衝突したことにより発生したものと考えられる。	